

マージン率等の公開資料

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました(法第23条第5項)。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{労働者派遣に関する料金額の平均額} - \text{派遣労働者の賃金額の平均額})}{\text{労働者派遣移管する料金額の平均額}}$$

1.労働者派遣の実績及びマージン率等

※令和5年6月1日現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
1	1	19,692円	11,784円	40.2%

○マージン率とは

派遣先より株式会社ホクトスタッフサービスに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

○マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先へは請求はできません)	
会社運営費用	健康診断費用	一般検診及び生活習慣病検診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体(求人誌及びインターネット等)、登録会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(登録受付、教育訓練、派遣先紹介、事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益	

2.教育訓練に関する費用

- ・情報セキュリティ教育
- ・人材派遣のシステム(基礎)
- ・語学研修
- ・ビジネスマナー教育
- ・各種PC研修

○派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練種別	対象者となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
業務内容確認	雇入時	OFF-JT	無償	有給
フォローアップ研修	派遣中	OJT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口 柳田 弘喜 電話番号 03-3760-5445

○派遣労働者の待遇の決定に係る労働協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している

- ・協定労働者の範囲(用務員)
- ・協定書の有効期間終期 令和 6年 3月31日

会社名 株式会社ホクトテクノスタッフ
許可番号 派13-306619